

消費者被害注意報発令中!!

平成30年11月 **833件**
相談件数

(前月比: +86件)

(前年同月比: +263件)

掲載
内容

- 関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン
- 若者が陥りやすい消費者トラブル事例
- 講座受講者募集のお知らせ
- 消費者被害注意報



関東甲信越ブロック

若者向け

悪質商法被害防止 共同キャンペーン



契約に不慣れな若者を狙った悪質商法や詐欺等は後を絶たず、若者が消費者トラブルに巻き込まれるケースも多くみられます。

そこで、千葉市消費生活センターでは、関東甲信越地区の都県、政令指定都市及び国民生活センターと共同で、若者を対象とした「悪質商法被害防止共同キャンペーン」を1～3月に実施します。

←キャンペーン用ポスター

その1

啓発用ポスター・リーフレットの掲示・配布で注意喚起をします

市内の公共施設、市立中・高校等で啓発用ポスター・リーフレットの掲示・配布を行います。リーフレットでは、悪質商法の手口・注意点を4コママンガでわかりやすく解説しています。

その2

若者向け特別電話相談を実施します

下記の日程で、若者（おおむね29歳以下）を対象とした電話相談を実施します。お気軽にお電話ください。来所での相談も可能です。

日時：平成31年1月21日（月）、22日（火）9時～16時30分

電話番号：043-207-3000（相談専用電話）

場所：千葉市消費生活センター（中央区弁天1-25-1）



次のページでは
若者が陥りやす
いトラブルを紹
介するよ！

ケース1 求人サイトで「在宅で簡単に稼げる。返金保証」とあり契約したが・・・

ケース2 友人から紹介された儲け話。入会したら借金をするはめに・・・

若者が陥りやすい消費者トラブル事例

ケース1 求人サイトで「在宅で簡単に稼げる。返金保証」とあり契約したが・・・

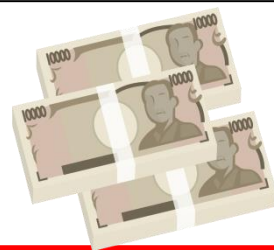
求人サイトで副業を検索中に「在宅で簡単に稼げる。返金保証」という求人広告を見つけた。興味があったので電話で確認をしたところ、インターネット上でブランド品を転売して利益を得るという内容だった。

「最初に50万円が必要だが、儲からない場合は返金する。毎月20万円は確実に儲かる。」と説明を受け、契約内容をよく確かめないまま契約し、全額をクレジットカードで決済した。

1か月経っても利益が出ないため返金を求めたが、事業者は契約時に説明のなかった返金条件を盾に、返金に応じてくれない。

解説

このように、ネットやSNSの広告等の「大金が簡単に手に入る」という宣伝文句をうのみにし、その内容が信用できるかをよく考えないまま高額な契約をしてしまい、トラブルに発展する相談事例がみられます。



簡単に大金を稼げるということは通常あり得ません。事業者の甘い言葉をうのみにせず、身内や友人に相談をするなど、時間をおいて冷静に考えましょう。

ケース2 友人から紹介された儲け話。入会したら借金をするはめに・・・

大学の友人から、「儲かる話がある。」と喫茶店に呼び出された。話を聞いたところ、入会すると健康食品が安く買える上、人を紹介するだけでも5万円もらえると説明を受けた。

後日、入会しようと思い事業者と会ったところ、その場で初期費用30万円を請求された。

お金がないことを理由に断ろうとしたが、「消費者金融で借りればいい。誰でもやっている。人を紹介すればすぐに返済できる。」と言われた。結局、事業者の指示に従い社会人と偽って借金をし、そのお金で健康食品を購入させられてしまった。



解説

このように、契約金や商品の購入費等で高額な先行投資を求められた場合に、「お金がない。」と断りながらも、事業者に言われるがままクレジット契約をしたり、消費者金融で借金をしたりしてお金を支払ってしまう相談事例が見られます。

断るときは「お金がない。」ではなく「契約の意思がない。」とはっきり伝えましょう。特に、借金をさせてまで契約を勧める事業者には注意してください。



消費者トラブルは契約→支払いへと段階が進むごとに解決が難しくなります。

契約内容に不安を覚えたら、早めに消費生活センター（相談☎043-207-3000）に相談しましょう。

～講座受講者募集のお知らせ～

高齢者や障がい者における消費者トラブル防止のための講演会・意見交換会

認知症の高齢者の方や障がい者の方を消費者被害から守るため、見守りのポイントや成年後見制度について、学んでみませんか？

主催：コスモス成年後見サポートセンター
共催：千葉県、千葉市、千葉県行政書士会

日 時：平成31年1月24日（木）13：30～15：40（受付13：00～）

場 所：千葉市消費生活センター 3階研修講義室

定 員：60人 申込み：不要 当日先着順となります

内 容：（１）講演会 多田佳氏（行政書士）（予定）による講演
（２）意見交換会 高齢者・障がい者等の介護や相談に関わる関係者による
パネルディスカッション

問合せ：一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部・小西さん ☎047-314-5667



iDeCo（個人型確定拠出年金）・つみたてNISA も学べる消費生活講座

今から考える人生100年時代の資産形成

不安なく長い人生を過ごすため、投資リスクとうまく付き合いながら行う資産形成の基本を学びましょう。
千葉市消費生活センターからのお知らせもあります。

共催：日本ファイナンシャル・プランナーズ協会千葉支部、千葉市生涯学習センター、千葉市消費生活センター

日 時：平成31年2月2日（土）10：00～12：00（受付9：30～）

場 所：千葉市生涯学習センター 3階大研修室

定 員：60人（応募多数の場合抽選）

内 容：（１）深野康彦氏（ファイナンシャル・プランナー）による講演会
（２）ファイナンシャル・プランナーによる体験相談会（各回50分）
①10：00～ ②11：00～ ③12：00～ ※各回4組（予約制）

申込み：1月17日（木）必着。往復はがきに講座名、氏名（フリガナ）、住所、電話番号、返信用の宛先のほか、相談会希望の場合は希望の時間帯を明記して、消費生活センターへ。電子申請也可。

問合せ：千葉市消費生活センター 消費者教育班 ☎043-207-3602



上記講座はいずれも無料です。千葉市消費生活センターホームページに情報を公開中！電子申請もこちらからどうぞ！



検索 千葉市消費生活センター 講座

○千葉市消費生活センター

所在地

〒260-0045
中央区弁天 1-25-1

アクセス

- ・JR 千葉駅「西改札」を出て「北口」から徒歩約8分
- ・京成新千葉駅から徒歩約11分
- ・千葉モノレール「千葉駅」から徒歩約12分



○千葉市生涯学習センター

所在地

〒260-0045
中央区弁天 3-7-7

アクセス

- ・JR 千葉駅「中央改札」を出て「千葉公園口」から徒歩約8分
- ・千葉モノレール「千葉公園駅」から徒歩約5分

消費者被害注意報 No. 80

「クーリング・オフ」って、どんな制度？

「クーリング・オフ」は契約した後、冷静に考える時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。

しかし、クーリング・オフはどんな場合でもできるわけではありません。クーリング・オフができる契約は法律で決められており、期間も各取引によって異なります。

●クーリング・オフができる主な契約・期間●

取引形態	適用対象	期間※
訪問販売	店舗以外の場所での契約（キャッチセールス等を含む）	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた商品やサービスの契約	
特定継続的役務提供	エステ、一部の美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス（店舗での契約を含む）	
訪問購入	店舗以外の場所で、物品を事業者が消費者から買い取る契約（家具、本、CD など一部除外品あり）	
連鎖販売取引	マルチ商法（店舗での契約を含む）	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法（店舗での契約を含む）	

※申込書や契約書などの法廷書面を受け取った日を1日目として計算します。



●クーリング・オフができないとき●

- ・自分で店舗へ出向いて買い物をした場合や、通信販売で購入した場合
- ・自動車を購入・リース契約をした場合（二輪のものを除く）
- ・健康食品や化粧品等の消耗品を使用してしまった場合（未使用分は可） など

アドバイス

- クーリング・オフはハガキで通知します。証拠を残すため、ハガキは両面をコピーし、発信記録が残るように「特定記録郵便」か「簡易書留」で郵送しましょう。
- クレジット契約をした場合は、販売会社とクレジット会社の両方に通知しましょう。
- クーリング・オフ対象外であっても、契約の過程で問題がある場合などは契約を解除できる可能性があります。
- クーリング・オフができるかどうか不明な場合は、消費生活センターにご相談ください。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日9:00～16:30※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111